

# 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、育児休業支援手当金の対象となる子の出生日の翌日時点で、以下の理由により子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに給付金の対象となる育児休業を取得することができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者氏名		昭和 平成 年 月 日
※該当するチェック欄に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。		
	配偶者が育児休業をすることができない理由	必要書類（写し可）
<input type="checkbox"/>	① 日々雇用される者である。	・労働条件の内容がわかる書類（労働条件通知書等）
<input type="checkbox"/>	② 育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者である。 子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6ヶ月を経過する日までに、労働契約が終了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件の内容がわかる書類（労働条件通知書等） ※以下もご記入ください 労働契約の契約終了日 令和 年 月 日 子の出生日又は出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	③ 労使協定に基づき事業主から育児休業の申出を拒まれた。 ⇒労使協定に基づき事業主が育児休業の申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。 該当するものに○をつけてください。 (ア) 子の出生の翌日時点で現在の勤務先に継続して雇用された期間が1年未満である場合 (イ) 育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ) 出生時育児休業の申出から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ) 1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記（ア）～（エ）に該当することが確認できる労働契約の内容がわかる書類（労働条件通知書等）
<input type="checkbox"/>	④ 公務員であって育児休業の請求に対して承認されなかったため。	・任命権者からの不承認の通知書
<input type="checkbox"/>	⑤ 雇用保険被保険者でないため、育児休業給付を受給できない。	・雇用保険の適用に関することの証明書 雇用保険被保険者ではないことを事業主が証明したもの又は1週間の労働時間が20時間未満であることがわかる労働契約の内容がわかる書類
<input type="checkbox"/>	⑥ 短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・雇用保険の適用に関することの証明書 左記について事業主が証明したもの
<input type="checkbox"/>	⑦ 雇用保険被保険者であった期間が1年未満であるため育児休業給付金を受給することができない	・雇用保険の適用に関することの証明書 左記について事業主が証明したもの
<input type="checkbox"/>	⑧ 育児休業給付の受給要件（賃金支払いの基礎となる日数や労働時間）を満たさないため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書 (子の出生日の翌日時点の勤務先の事業主が証明したもの)
<input type="checkbox"/>	⑨ 配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない。	・育児休業証明書 育児休業の期間及び、有給の育児休業であることがわかる書類（育児休業に関する通知、就業規則等）

令和 年 月 日  
公立学校共済組合石川支部長 殿

組合員番号

組合員氏名